計画書

大阪都市計画都市再生特別地区の変更(市決定)

都市計画都市再生特別地区のうち、大阪駅西地区について次のように変更する。

種類	面積	建築物 その他の 工作物の 誘導すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ペい率 の最高限 度 (注1)	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物の 高 さ の 最高限度	備考
都市再生特別地区 (大阪駅西地区)	約1.4ha	_	150/10	85/10	8/10	2, 000 m²	高層部 190m 中層部 55m	ただし、説明図 表示にある歩 行者用立体通 路及び歩行者 用通路をあわ せて整備する。

(注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は説明図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」